

吉川市告示第93号の3

吉川市通所型サービスAの実施に関する基準を定める要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

吉川市長 中原恵人

吉川市通所型サービスAの実施に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 基本方針（第3条—第7条）

第3章 人員に関する基準（第8条、第9条）

第4章 設備に関する基準（第10条）

第5章 運営に関する基準（第11条—第14条）

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条—第17条）

第7章 雑則（第18条、第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき市が定める基準であって、同条第2号に該当するものとして、吉川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和6年吉川市告示第93号の2）第4条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスAの実施に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、省令、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）において使用する用語の例による。

第2章 基本方針

（事業の目的）

第3条 通所型サービスAは、事業対象者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、事業対象者の心身機能の

維持回復を図り、もって事業対象者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(事業内容)

第4条 通所型サービスAの事業内容は、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、当該介護予防ケアマネジメントの実施者が次に掲げる日常生活上の支援のうち事業対象者にとって必要と認める1つ以上のものとする。

- (1) 生活機能の向上を目的とした活動
- (2) 生活等に関する相談及び助言
- (3) その他事業対象者に必要な日常生活上の支援

(利用回数及び利用時間)

第5条 通所型サービスAの利用回数は、週1回を目安とし、地域包括支援センター等(地域包括センター及び指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)の介護予防ケアマネジメントにより決定する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 利用時間は、1日の利用につきおおむね4時間以上とする。

(通所型サービスAの費用の額)

第6条 通所型サービスAに要する費用(以下「サービス事業費」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通所型サービスA(1日4時間以上) 1回につき3,040円
- (2) 送迎加算(片道) 1回につき480円

(事業者の一般原則)

第7条 指定事業者は、法人とする。

- 2 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団であってはならない。
- 3 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 4 指定事業者は、通所型サービスAを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 指定事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者と社会的に非難される関係を有してはならない。

第3章 人員に関する基準

（従事者の員数）

第8条 指定事業者が通所型サービスAの事業を行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、利用者の数が15人までの場合にあっては、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる従事者を1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第9条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該サービス事業所の管理上支障がなく、サービス提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図ることができる場合に限り、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第10条 指定事業者は、サービス事業所に通所型サービスAを提供するために必要な場所として、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の場所を設けるほか、当該通所型サービスAの事業の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 吉川市高齢者ふれあい広場条例（平成15年吉川市条例13号）第1条に規定するふれあい広場において通所型サービスAの提供をする場合においては、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定事業者は、正当な理由なく通所型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定事業者は、サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に通所型サービスAを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難であると認めたときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 指定事業者は、利用申込者から通所型サービスAの提供を求められたときは、その者の提示する介護保険被保険者証（次項において「被保険者証」という。）により被保険者資格の有無、要支援認定又は事業対象者の認定（以下「認定等」という。）の有無及びそれらの有効期間を確認しなければならない。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して通所型サービスAを提供するように努めなければならない。

(認定等の手続に係る援助)

第15条 指定事業者は、通所型サービスAの提供開始に際し、前条第1項の規定により

利用申込者の受給資格を確認するものとし、認定等がない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに認定等がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定事業者は、介護予防ケアマネジメント（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている認定等の有効期間が終了する30日前までに認定等の更新の手続がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第17条 指定事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、通所型サービスAの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービス事業費の支給を受けるための援助）

第18条 指定事業者は、通所型サービスAの提供の開始に当たり、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センター等に依頼する旨を市に届け出ること等により、サービス事業費の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センター等に関する情報の提供その他のサービス事業費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（事業サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第19条 指定事業者は、省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下「事業サービス計画」という。）又は介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハに規

定する指定介護予防サービスの利用に係る計画を含む。)が作成されている場合には、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(事業サービス計画等の変更の援助)

第20条 指定事業者は、利用者が事業サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「事業サービス計画等」という。)の変更を希望するときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(個別計画の作成)

第21条 サービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、通所型サービスAの提供を行う期間等を記載した個別計画(以下単に「個別計画」という。)を作成するものとする。

(サービス提供の記録)

第22条 指定事業者は、利用者に通所型サービスAを提供したときは、当該通所型サービスAの提供日及びその内容、当該通所型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受けるサービス事業費の額その他必要な事項を、当該利用者の事業サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第23条 指定事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定によりサービス事業費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該サービス事業費に係る指定事業者の当該指定に係る介護予防・生活支援サービス事業をいう。以下同じ。)に該当する通所型サービスAの従事者によるサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る第1号事業支給費基準額(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号)第1条第4号に規定する第1号事業支給費基準額をいう。)から当該事業者を支払われるサービス事業費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供したときは、その利用者から支払を受ける利用料の額とサービス事業費の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 前号に掲げるもののほか、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要と認められる費用
- 4 前項第1号に掲げる費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 5 指定事業者は、第3項の費用の額に係る通所型サービスAの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該通所型サービスAの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する市への通知）

第24条 指定事業者は、通所型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によってサービス事業費を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条 サービス事業所の従事者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第26条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従事者の管理及び通所型サービスAの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第27条 指定事業者は、サービス事業所ごとに、次に掲げる通所型サービスAの重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 指定事業者は、利用者に対して適切な通所型サービスAを提供できるよう、事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者によって通所型サービスAを提供しなければならない。

3 指定事業者は、従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定事業者は、全ての従事者等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第30条 指定事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（非常災害対策等）

第31条 指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第32条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

（掲示）

第33条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に第27条に規定する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第34条 指定事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業

務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第35条 指定事業者は、サービス事業所について広告する場合において、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第36条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者により通所型サービスAを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第37条 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した通所型サービスAに関して市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、当該国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定事業者は、通所型サービスAの運営に当たっては、提供した通所型サービスAの利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

3 指定事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスAの提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第39条 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第40条 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第41条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかな

なければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第21条に規定する個別計画

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(3) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通所型サービスAの廃止又は休止の届出に伴う便宜の提供)

第43条 指定事業者は、通所型サービスAの廃止又は休止の届出をしようとする場合は、当該届出の日の前1月以内に通所型サービスAを受けていた者であって、通所型サービスAの廃止又は休止の日以後においても引き続き通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し必要なサービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスAの基本的取扱方針)

第44条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して通所型サービスAの提供に当たらなければならない。

4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法による通所型サービスAの提供に努めなければならない。

5 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き

かけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第45条 通所型サービスAの方針は、第3条に規定する事業の目的及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 個別計画は、既に事業サービス計画等が作成されている場合は、当該事業サービス計画等の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (3) サービス事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
- (4) サービス事業所の管理者は、個別計画を作成したときは、当該個別計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (5) 通所型サービスAの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し通所型サービスAの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所型サービスAの提供を行うものとする。
- (8) サービス事業所の管理者は、個別計画に基づく通所型サービスAの提供の開始時から少なくとも3月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態及び当該利用者に対する通所型サービスAの提供状況について、当該通所型サービスAの提供に係る事業サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該個別計画に記載した通所型サービスAの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (9) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を通所型サービスAの提供に係る事業サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならないこと。

(10) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第46条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定事業者は、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定事業者は、利用者が虚弱な高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービス提供は行わず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第47条 指定事業者は、通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、急変時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。

4 指定事業者は、通所型サービスAを提供するときは、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第48条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるもの（第14条第1項及び次項に規定す

るものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（補則）

第49条 この要綱に定めるもののほか、通所型サービスAの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。